

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

ただし、令和3年度住民税非課税世帯および

家計急変世帯として、すでに給付金(10万円)を受給した世帯は対象外となります。

問い合わせ

住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当(名寄庁舎)

☎01654③2111(内線3110、3200)

1. 対象者 次の①または②のどちらかに該当する世帯

①令和4年度住民税非課税世帯

令和4年6月1日に名寄市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯

※ただし、次の場合などは対象外となります。

- 世帯全員が、住民税の課税されている他の親族などの扶養に入っている場合
- 令和3年度非課税世帯給付金の「確認書」が送付されたものの、提出されなかった世帯

②家計急変世帯

令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和4年度の住民税均等割が課税されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、「住民税均等割非課税相当水準以下」となった世帯

※ただし、次の場合などは対象外となります。

- 世帯全員が、住民税の課税されている他の親族などの扶養に入っている場合

2. 給付額

1世帯あたり10万円

※1世帯1回限り、①と②の重複受給はできません

3. 提出・申請方法

①住民税非課税世帯

対象者と思われる世帯主の方へ、受給意思を確認するための「確認書」を送付します。【7月中旬予定】必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

なお、支給対象者と判別できなかった方(令和3年12月11日以降に転入された方など)については、「申請書」による提出となる場合があります。詳細は担当まで問い合わせください。

②家計急変世帯 給付を受け取るには申請が必要となります。詳細は担当まで問い合わせください。

電子タバコ「お試し500円」は4回購入の定期契約だった...

名寄市

消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654③3575



インターネットの動画サイトで「〇〇〇の香りでリラックス！お試し500円」の広告に興味を持ち電子タバコを注文した。すぐに商品が届いたが、4回の定期契約であり次回は9千円がかかることがわかった。1本吸ってみたが香りが体質的に合わないため、残りは開封していない。「お試し500円」と思って申し込んだつもりが、総額3万円と高額である。解約希望。(40代男性)



- ◆スマホの動画やアプリの広告を見て「1回のみ購入が定期購入だった」など、サプリメントや化粧品などの相談が多く寄せられています。
- ◆インターネット通販は、クーリング・オフの制度はありません。広告や申込画面に契約内容や支払総額、解約・返品について表示する決まりがあり、消費者は事業者のルールに従わなければなりません。
- ◆注文前に、「お試し」「初回〇〇円」など価格だけではなく、定期購入が条件になっているか、継続期間や支払う総額など契約内容をよく確認しましょう。
- ◆「解約には、次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように、申請期間の制限や通常価格の差額を支払うなど条件が定められているケースがあります。注文前に解約・返品の可否をしっかりと確認しましょう。



困ったときは、消費生活センターに相談してください。